

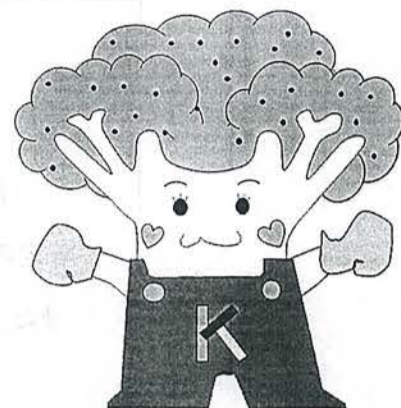
# JA加賀 北支店だより

2020年5月号

## ★ 組合員、利用者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて営業時間変更のご案内  
政府発出「緊急事態宣言」及び「特定警戒都道府県」指定を受けて

北支店 AM9:00～PM15:00  
片山津給油所 AM8:00～PM18:00  
JAグリーン元気村 AM8:30～PM16:00



新型コロナウイルス終息まで、誠に勝手ながら上記の営業時間とさせていただきます。  
ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## ★ 北支店ニューフェイス紹介コーナー



中央支店より今年度北支店に異動してきました  
三部大輝です。共済の担当をしております。  
みなさまにより良いご提案を心がけて  
一生懸命頑張りますのでお伺ひした際には  
よろしくお願ひ致します。



# 新型コロナウイルス感染症に関する 大切なお知らせ

このたびの新型コロナウイルスにより影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症<sup>※1</sup>の被患により、入院された場合、  
「疾病による入院」として、入院共済金のお支払対象となります。<sup>※2</sup>  
(医療機関等の事情により、宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合も、  
所定の証明書をご提出いただくことで入院共済金のお支払対象としてお取り扱いします。<sup>※2</sup>)  
また、同感染症の被患により、万一の場合<sup>※3</sup>、災害給付特約、災害死亡割増特約等による  
「災害死亡共済金」「災害後遺障害共済金」等のお支払対象といたします。<sup>※2</sup>  
なお、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者様に対して、  
共済掛金の払込猶予期間の延長等、特別な取扱いを実施しております。  
詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。

※1、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下、同じ。  
※2、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。  
※3、「万一の場合」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態に該当する場合の事です。

「生活習慣病」が現代人の身近なリスクになっています。

「いま」から生活習慣を見直して、  
「みらい」のリスクに備えましょう。

**新登場!**



## 特定重度疾病共済

NEW 身近なリスクに  
対応

共済金額 100 万円の場合

加入年齢：0 歳～75 歳

疾病区分		お支払事由	
区分①	がん <sup>※1</sup>	初めてがんと診断確定されたとき	はじめの 90 日間はがんの保障がありません。
区分②	心・血管疾患	急性心筋梗塞	1 日以上入院されたとき
		急性心筋梗塞以外の心・血管疾患	20 日以上継続して入院されたとき
区分③	脳血管疾患	脳卒中	1 日以上入院されたとき
		脳卒中以外の脳血管疾患	20 日以上継続して入院されたとき
区分④	その他の生活習慣病	糖尿病	インスリン治療 <sup>※3</sup> を 6 か月以上継続して受けられたとき
		肝硬変	次のいずれかによって診断されたとき ①病理組織学的所見による診断 ②画像所見および血液検査による診断
		慢性じん不全	次のいずれかに該当したとき ①永続的な人工透析療法 <sup>※4</sup> を開始されたとき ②じん臓移植術 <sup>※5</sup> を受けられたとき
		慢性すい炎	手術を受けられたとき <sup>※2</sup>

各疾病区分につき 1 回ずつ  
特定重度疾病共済金をお受け取り(最大 4 回)

各疾病区分のお支払い事由に該当したとき

特定重度疾病共済金 1 回あたり **100 万円** (最大 4 回)

- ◆この共済は、死亡時における保障はありません。
- ◆特定重度疾病共済金を 4 回お支払した場合にご契約は消滅します。